R2 第１回１層協議体事前送付資料
移動困難者を地域で支える方法調査レポート

資料２

◆ 教わった講師
- 2020 年 1 月 28 日に研修受講。認定 NPO 法人かながわ福祉移動サービスネットワーク　清水さん
- 健康寿命の延伸という視点でいうと、外出は人を元気にする。歩行障害があっても外出頻度が高まると回復傾向。⇒ADL が低下している方もいることから、移動を支える手段を整えることが必要。

◆ 位置づけの変遷
- 道路運送法以前は全国各地でボランティア送迎が多く存在。まったくの無償～金銭の授受があるものまで多様な取り組みがあった。非営利の活動は必要性があったせいかグレーゾーンとされていた。
- 2004 年にガイドラインが示され、道路運送法上の許可（80 条許可）を得て実施することが可能に。団体や利用者などの要件（法人格の有無、利用対象、車両の限定など）があるため、負担に感じたボランティア団体が送迎活動から相次いで撤退した。

◆ 大きくは２パターン

- 福祉有償運送（有償）
  2006 年から道路運送法に登録。対象者が制限されている。
- たすけあいの送迎活動（無償）
  誰でも乗車できるのが特徴で、送迎ボランティア、住民バスのようなイメージ。サロンへの送迎を行うなど、日常生活や地域活動への参加を支える。

◆ サービスの類型

A) 送迎サービス　登録が必要な場合　【自家用有償旅客運送】道路運送法 78 条
①福祉有償運送、②交通空白地有償運送、③市町村有償運送の方法があり、ルールは以下の通り。
※利用者は限定され、名簿を提出する。
※運転者や車両を登録する。車両の増減は３０日以内に報告する。
※運転者は資格（要２種免許）が必要。２日間の国交省認定講習を受講する。
※運行管理者を選任する。５台以上１名、２０名を超えると２０台ごとに+１名など。
※法人格を有すること。

B) サービスの類型　登録が不要な場合
①完全に無償、②無償運送、③家事支援一体型、④主としたサービスと一体型の方法がある。

◆ 住民の取り組みとして外出支援に取り組んだ事例

①そら豆バス（千葉県南房総市）
農業から引退した高齢者を対象とした住宅地・まち・畑を結ぶ住民運営のワゴンバス。

②仏向ふれあいワゴン（神奈川県横浜市保土ヶ谷区）
アンケートでニーズを拾いあげ、「移動手段を０から考える会」を発足。買い物や通院支援を実施。

③逗子ハイランド（神奈川県逗子市）
社会福祉法人が車と人（運転手として自治会の事務員を臨時雇用契約）を提供。買い物支援を実施。

④SASAE 愛　太子（大阪府太子町）
地域包括ケアに関する勉強会⇒協議体発足⇒１つの具体的テーマに。訪問型サービスＤの位置付け。

◆ 取り組みを進める際のポイント
- どこで走ったらいいか、どうすれば外出につながるか、どうすれば活動を維持できるか…等、繰り返し話し合いを重ね、イメージづくりや試運転などを経て実現につながっている。ある自治体では、準備期間に１年半要しており、継続する覚悟は必要とのこと。